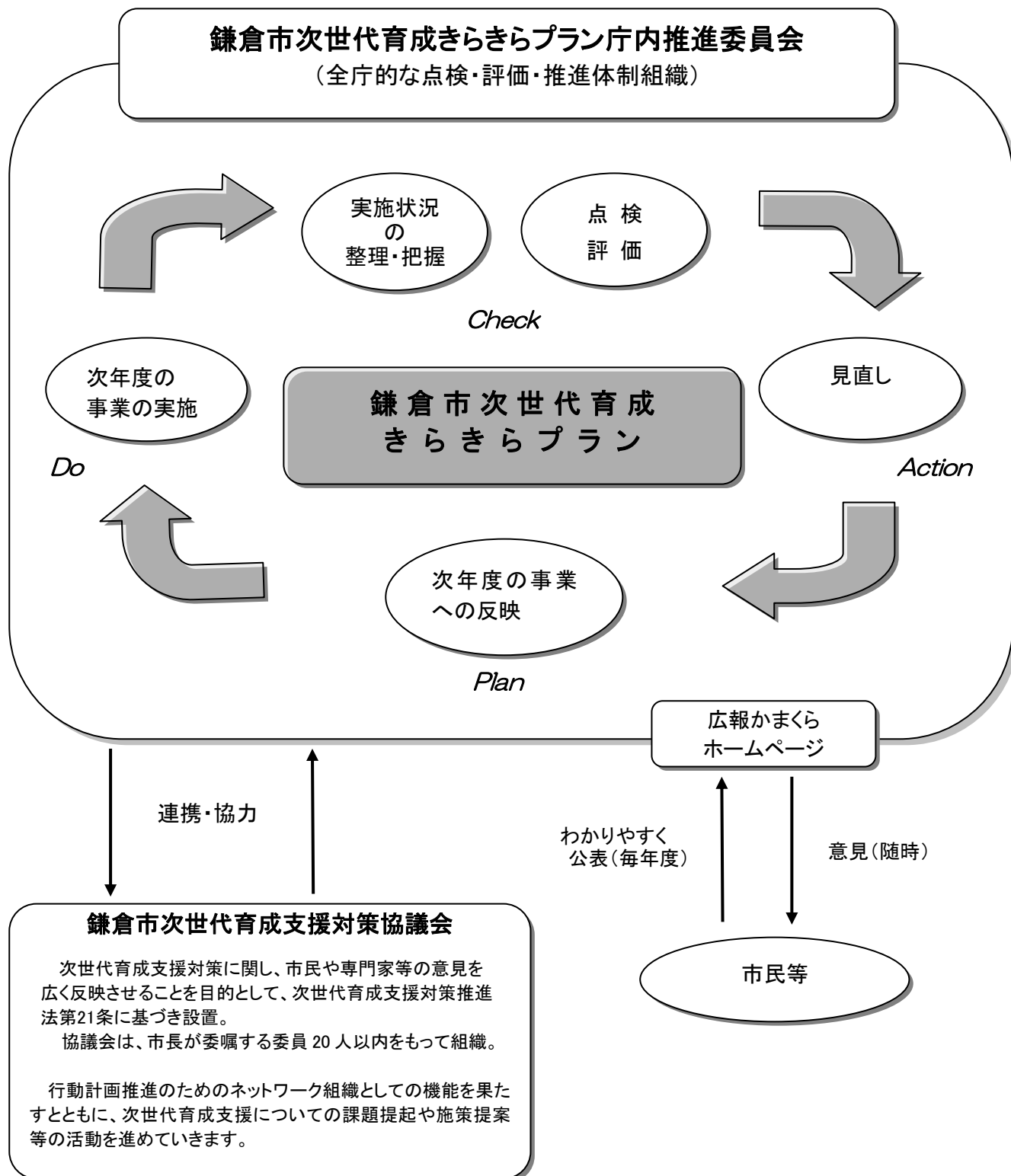


資 料

- 1 推進体制と経過
- 2 次世代育成支援対策協議会
設置要綱
- 3 次世代育成支援対策協議会
委員名簿
- 4 鎌倉市子ども・子育て会議条例
- 5 鎌倉市子ども・子育て会議条例
施行規則
- 6 鎌倉市子ども・子育て会議委員名簿

1 推進体制と経過

計画の適切な進行管理を進めるために、「鎌倉市次世代育成きらきらプラン庁内推進委員会」において、庁内の横断的組織を活用しながら、全庁的な施策の推進を図りました。



○ 協議会、委員会の開催

協議会、委員会をそれぞれ3回実施しました。

年 月 日	協議会、委員会
平成 24 年 6 月 22 日	第 1 回次世代育成きらきらプラン庁内推進委員会
平成 24 年 7 月 6 日	第 1 回次世代育成支援対策協議会
平成 24 年 11 月 6 日	第 2 回次世代育成きらきらプラン庁内推進委員会
平成 24 年 11 月 16 日	第 2 回次世代育成支援対策協議会
平成 25 年 2 月 15 日	第 3 回次世代育成きらきらプラン庁内推進委員会
平成 25 年 3 月 4 日	第 3 回次世代育成支援対策協議会

○ 市民への周知

発行部数 鎌倉きらきら白書（平成 23 年度次世代育成きらきらプラン推進状況報告書） 280 部
平成 23 年度次世代育成きらきらプラン推進状況報告書ダイジェスト版 2,200 部

年 月 日	内容等
平成 24 年 8 月 15 日～	『鎌倉きらきら白書（平成 23 年度次世代育成きらきらプラン推進状況報告書）』公表及び意見募集
平成 24 年 8 月 15 日	「広報かまくら」8 月 15 日号掲載
平成 24 年 8 月 28 日～ 9 月 25 日	『平成 23 年度次世代育成きらきらプラン推進状況報告書 ダイジェスト版』市民健康課健診等会場内配布 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 1 歳 6 か月児健康診査 8/28 深沢行政センター 9/7 鎌倉保健福祉事務所 9/21 たまなわ交流センター ◆ 2 歳児歯科健康診査 9/6 たまなわ交流センター 9/13 鎌倉保健福祉事務所 ◆ 3 歳児健康診査 9/5 鎌倉保健福祉事務所 9/19 たまなわ交流センター ◆ 抱っこ de シャベル 9/11 たまなわ交流センター 9/12 鎌倉生涯学習センター 9/18 深沢行政センター 9/25 大船行政センター </div>
平成 24 年 8 月 20 日～ 平成 25 年 1 月 25 日	次世代育成団体別懇談会 かまくら子育て支援グループ懇談会 青少年指導員連絡協議会 鎌倉市手をつなぐ育成会 主任児童委員連絡協議会 鎌倉市 PTA 連絡協議会 鎌倉私立幼稚園協会・鎌倉私立幼稚園父母の会連合会 鎌倉市保育園保護者連絡会
平成 24 年 11 月 24 日	市民啓発活動 ママ&パパ'S カレッジ特別企画：ダイジェスト版配付等 (鎌倉女子大学にて)

2 鎌倉市次世代育成支援対策協議会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 市民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つことができる環境を整備するための次世代育成支援対策に関し、市民や専門家等の意見を広く反映させることを目的として、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条に基づき鎌倉市次世代育成支援対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱をした日から平成24年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、協議会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(会議の公開)

第6条 協議会の会議は公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないとするときは、これを公開しないことができる。

(幹事)

第7条 協議会に、幹事20人以内を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、次世代育成支援対策について委員を補佐する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、こどもみらい課が担当する。

(次世代育成団体別懇談会)

第9条 市は、次世代育成についての意見を求めるため、事業主等が組織する地域協議会と次世代育成団体別懇談会を実施し、必要な連携を図っていくものとする。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年8月1日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(この要綱は、平成25年7月1日の鎌倉市子ども・子育て会議条例の施行に伴い、廃止した。)

3 鎌倉市次世代育成支援対策協議会委員名簿

選出団体等	役職等	フリガナ	氏名
学識経験者	明治学院大学教授	マツハラ	ヤスオ 雄康
学識経験者	神奈川県立保健福祉大学 教授	シンボ	ユキオ 幸男
鎌倉商工会議所	青年部会長	ヤザキ	タケヒト 岳人
鎌倉青年会議所	理 事	ヒライ	マイヨ 麻衣子
鎌倉市社会福祉協議会	常務理事	カネカワ	タケフミ 剛文
鎌倉保健福祉事務所	保健福祉課長	サトウ	ヒロミ 弘美
鎌倉市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	キクチ	ジュンコ 順子
かまくら子育て支援グループ懇談会	副代表	カマガミ	マキ 真樹
鎌倉市手をつなぐ育成会	理事長	ミヤウチ	ヨシエ 淑江
鎌倉市保育会	会 長	トミタ	ヒデオ 英雄
鎌倉市保育園保護者連絡会	副会長	フジエダ	カオリ 香織
鎌倉私立幼稚園協会	振興部長	ナカムラ	クニヒコ 邦彦
鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	役員	タジマ	トシコ 敏子
鎌倉市立小学校長会	鎌倉市立稲村ヶ崎小学校 校 長	ヨシダ	マユミ 真弓
鎌倉市立中学校長会	鎌倉市立深沢中学校 校 長	アキヤマ	サダアキ 定明
鎌倉市PTA連絡協議会	副会長	オオガネ	アヨ 亜子
鎌倉市青少年指導員連絡協議会	副会長	シモヤマ	ヒロコ 浩子
市民公募委員		ホッタ	エリ 絵里

4 鎌倉市子ども・子育て会議条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、鎌倉市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 会議は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者又は労働者を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市民

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とし、その満了の日は、市長が委嘱を行った日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

5 鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市子ども・子育て会議条例（平成25年6月条例第2号）第4条の規定に基づき、鎌倉市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第2条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めるときは、これを公開しないことができる。

(意見の聴取)

第5条 子ども・子育て会議は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第6条 子ども・子育て会議に幹事20人以内を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、子ども・子育て会議の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て会議の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第8条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

付 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

6 鎌倉市子ども・子育て会議委員名簿

フリガナ 氏名	選出団体等	役職等
アオヤギ レイコ 青柳 玲子	鎌倉市保育園保護者連絡会	副会長
アキヤマ サダアキ 秋山 定明	鎌倉市立中学校長会	鎌倉市立深沢中学校 校長
オオガネ アコ 大鐘 亜子	鎌倉市PTA連絡協議会	副会長
オカザキ トシヒロ 岡崎 俊博	三浦半島地域連合	執行委員長
カネカワ ヨシフミ 金川 剛文	鎌倉市社会福祉協議会	常務理事
キクチ ジュンコ 菊池 順子	鎌倉市民生委員児童委員協議会	主任児童委員
コウ マサコ 高 方子	認定こども園鎌倉みどり学園	学園長
サカグチ イズミ 阪口 泉	かまくら子育て支援グループ懇談会	代表
サトウ マユコ 佐藤 まゆ子	鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	役員
シモヤマ ヒロコ 下山 浩子	鎌倉市青少年指導員連絡協議会	副会長
シンボ ユキオ 新保 幸男	学識経験者	神奈川県立保健福祉大 学教授
スギヤマ ナオミ 杉山 直美	鎌倉保健福祉事務所	技 幹
テラサワ サクラ 寺沢 桜	市民公募委員	-
トミタ ヒデオ 富田 英雄	鎌倉市保育会	会 長
トミタ ミユキ 富田 美幸	鎌倉市子どもの家保護者連絡協議会	-
ナカザワ ジュンジ 中澤 純二	鎌倉市立小学校長会	鎌倉市立小坂小学校 校長
ナカムラ クニヒコ 中村 邦彦	鎌倉私立幼稚園協会	振興部長
フクダ ヒロミ 福田 弘美	まんまる保育室	室 長
フジイ ヒロコ 藤井 博子	かまくら福祉・教育ネット	-
ホッタ エリ 堀田 絵里	市民公募委員	-
マツバラ ヤスオ 松原 康雄	学識経験者	明治学院大学教授

(50音順)

鎌倉きらきら白書

鎌倉市次世代育成きらきらプラン（後期計画）
平成24年度推進状況報告書

平成 25 年 9 月

編集・発行／ 鎌倉市こどもみらい部こどもみらい課
〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

電話：0467-61-3891

協力／ 鎌倉市次世代育成支援対策協議会
鎌倉市子ども・子育て会議